

特定非営利活動法人クラブぽっと定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クラブぽっとという。(以下、「クラブ」という。)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市旭町2丁目19番33号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して運動・スポーツ・文化活動を中心とした事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、子どもたちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与すること、健康あふれる楽しいまちづくりに貢献することを目的とする。

2 この法人は、次の項目を基本理念として活動する。

- (1) 誰もが集い、育てるクラブ
- (2) 互いに学び、成長できるクラブ
- (3) 未来を見つめ、地域を拓くクラブ
- (4) みんなの想いが実現するクラブ

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①スポーツ教室・文化教室・セミナーの開催に関する事業
 - ②健康の保持増進に関する事業
 - ③各種研修会・講習会の開催に関する事業
 - ④スポーツ大会・スポーツ・文化イベントの開催に関する事業
 - ⑤主にスポーツ・文化に関する広報活動
 - ⑥主にスポーツ・文化に関する指導全般

- ⑦スポーツ環境の整備につながる事業
- ⑧子どもの健全育成に関する事業
- ⑨地域コミュニティの活性化につながる事業
- ⑩その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別・会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人・団体
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人・団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を賛助する個人・団体
- (入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(一般会員入会資格)

第8条 一般会員としてこの法人に入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同すること。
- (2) この法人の定める諸規定を遵守すること。

(入会金及び会費の納入)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。